

愛媛県指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲確認の方法（案）

受注者は、「令和3年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務〔愛媛県今治市（塔ノ峰園地周辺）〕仕様書」4(2)における捕獲後の処理においては、捕獲個体記録票、捕獲写真、捕獲個体の尾に併せて従事者証を準備し、指定の県機関による確認を受ける必要があり、その方法について以下に示す。なお、本業務においてニホンジカを捕獲した場合も同様とする。

1. 捕獲確認に準備するもの

証拠写真及び証拠物により捕獲個体が本事業による捕獲個体であることを確実に確認するものとする。

(1) 捕獲記録写真

① 証拠写真の撮り方

a. 捕獲個体への個体識別内容の記入

捕獲従事者は、捕獲個体に油性のスプレー等で捕獲個体の識別が可能となるようマークする。（マーキングの形式は指定しないが、個体判別ができるようにすること。）

b. 捕獲個体の向き

原則として、撮影者から見て、捕獲個体の後ろ足が下向きになり、その際、頭部が右側に（右横腹が写るように）くる状態とする。

c. 写真の撮影

証拠写真は、原則として捕獲現場において撮影する。ただし、捕獲従事者の安全確保又は当日の天候、地形条件等により捕獲現場での撮影が困難な場合は、捕獲現場以外での撮影を可とする。証拠写真は、[方法A]もしくは[方法B]のいずれかに従い撮影する。なお、撮影にあたっては、GPS機能付きカメラの使用に努めるものとする。

(2) 証拠物

① 証拠物の取扱い

a. 原則として捕獲個体の尾を切除して県の確認を受けるものとする。

b. 捕獲後から確認を受けるまでに期間を要する場合は、冷凍保存する等適切な処置を講ずること。

c. 確認を受けた後、証拠物は、受注者が確実に処分を行う。

d. 捕獲個体の処理状況（埋設等）を撮影し、捕獲地点及び処理地点のGPS記録で県の確認を受ける場合は、上記aからcは不要とする。

(3) 従事者及び捕獲作業の記録

捕獲従事者名簿（別紙1）及び捕獲報告（別紙2）を月別に作成する。

2. 捕獲確認の受け方

受注者は、1(3)の記録を作成月ごとに翌月10日までに発注者（県）へ提出する。

写真の撮影方法

【方法A】 捕獲従事者が写真に写り込む場合



捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認
できるように撮影

年度 指定管理鳥獣
(イノシシ) 捕獲等業務

捕獲日 令和__年__月__日
従事者 _____
受託者 _____

○向きは「右向き」で統一する
○スプレー等で連番をマーキング

○日付を印字する
カメラの仕様でできない場合は
印字しなくてよい。

○-1

R09.11.20

【方法B】 捕獲従事者が写真に写り込まない場合

捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認
できるよう撮影

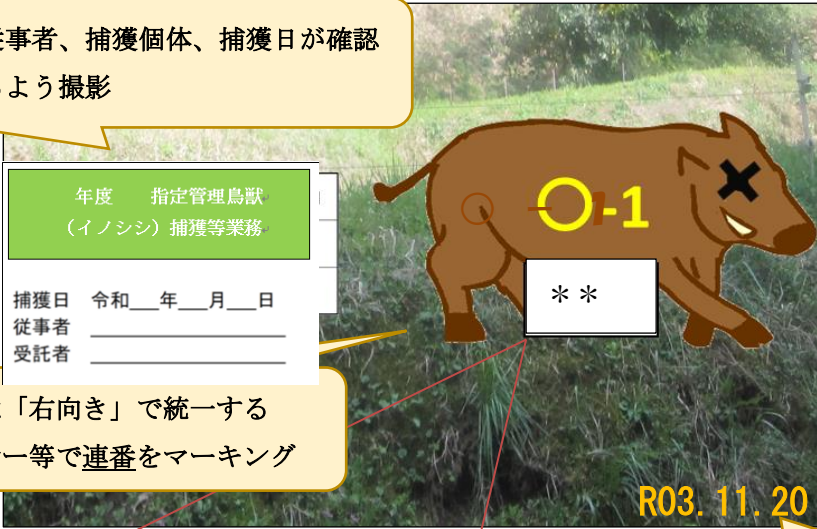
年度 指定管理鳥獣
(イノシシ) 捕獲等業務

捕獲日 令和__年__月__日
従事者 _____
受託者 _____

〇向きは「右向き」で統一する
〇スプレー等で連番をマーキング

〇日付を印字する
カメラの仕様でできない場合は
印字しなくてよい。

〇従事者証を判読できるサイズに
拡大した写真も文字が見える
ように撮影する。



▼写真に入れる表示板の例

年度 指定管理鳥獣 (イノシシ) 捕獲等業務	
捕獲日	令和__年__月__日
従事者	_____
受託者	_____